

自動販売機による利用カード類の販売の届出に関する施行規則

平成8年12月4日  
青森県公安委員会規則第8号

改正 平成14年4月公安委員会規則第6号 平成17年4月公安委員会規則第10号  
平成21年4月公安委員会規則第6号 令和元年6月公安委員会規則第1号

テレホンクラブ等営業の届出等に関する施行規則をここに公布する。

自動販売機による利用カード類の販売の届出に関する施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、青森県青少年健全育成条例（昭和54年12月青森県条例第34号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項（条例第11条第2項第6号に規定する利用カード類の販売等に係るものに限る。）を定めるものとする。

(届出書の提出)

第2条 条例及びこの規則の規定により公安委員会に届出をする場合においては、正副2通の届出書（この規則で定める様式をいう。以下同じ。）を提出しなければならない。

2 前項の規定による届出書の提出は、当該届出書に係る利用カード類の販売に係る自動販売機（以下「自動販売機」という。）の設置場所の所轄警察署長を経由してしなければならない。

3 同時に2以上の自動販売機について、第5条に規定する自動販売機による利用カード類販売廃止届出書を提出するときは、前項の規定にかかわらず、いずれか一の自動販売機の設置場所の所轄警察署長を経由すれば足りるものとする。

4 第2項の規定により一の警察署の管轄区域内にある2以上の自動販売機について同時に届出書を提出する場合において、これらの届出書に添付しなければならないとする書類のうち同一の内容となるものがあるときは、当該同一の内容となる書類については、1部をこれらの届出書のいずれか1通に添付するものとする。

(自動販売機による利用カード類の販売の届出)

第3条 条例第15条の4第1項の規定による届出は、自動販売機による利用カード類販売届出書（第1号様式）によるものとする。

2 前項の届出書には、利用カード類を販売しようとする者の住民票の写し（利用カード類を販売しようとする者が法人である場合にあつては、当該法人の登記事項証明書）を添付しなければならない。

3 条例第15条の4第1項第6号の公安委員会規則で定める事項は、次のとおりとする。

(1) 利用カード類を販売しようとする者、自動販売機を管理する者及び自動販売機の設置場所を提供する者の電話番号

(2) 利用カード類の使用に係る営業所の名称

(3) 自動販売機設置場所付近の見取図

(自動販売機による利用カード類の販売の変更の届出)

第4条 条例第15条の4第1項の届出事項に変更があつたときの届出は、自動販売機による利用カード類販売変更届出書（第2号様式）によるものとする。

2 前項の届出書には、前条第2項に掲げる書類のうち当該変更事項に係る書類を添付するものとする。

(自動販売機による利用カード類の販売の廃止の届出)

第5条 条例第15条の4第3項の規定による届出は、自動販売機による利用カード類販売廃止届出書（第3号様式）によるものとする。

附 則

この規則は、平成9年1月1日から施行する。

附 則（平成17年公安委員会規則第10号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成21年公安委員会規則第6号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和元年公安委員会規則第1号）  
この規則は、令和元年7月1日から施行する。

様式省略